

令和3年第1回

茅ヶ崎市議会臨時會議會議案

令和3年5月12日提出

目

次

議会議案第 3 号	茅ヶ崎市議会委員会条例の一部を改正する条例-----	1
議会議案第 4 号	茅ヶ崎市議会会議規則の一部を改正する規則-----	4
議会議案第 5 号	茅ヶ崎市議会委員会傍聴規程の一部を改正する 告示-----	7
議会議案第 6 号	茅ヶ崎市議会広報広聴委員会規程の一部を改正 する告示-----	10

茅ヶ崎市議会委員会条例の一部を改正する条例

上記議案を別紙のとおり地方自治法第 112 条及び茅ヶ崎市議会規則第 16 条の規定により提出する。

令和 3 年 5 月 12 日

茅ヶ崎市議會議長

水 島 誠 司 様

提出者 茅ヶ崎市議會議員

賛成者 茅ヶ崎市議會議員

同

同

同

同

同

同

鳥取 己

菊池 子雄

岡崎 進

滝口 友美

山田 博子

岸 正明

青木 浩

広瀬忠夫

(提案理由)

任期の満了による委員の改選が、任期が満了する日より前に行われた場合における前任の委員の任期を定めることにより、改選に係る委員の任期をより明確にするため

茅ヶ崎市議会委員会条例の一部を改正する条例

茅ヶ崎市議会委員会条例（昭和31年茅ヶ崎市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「2年」を「選任の日から起算して2年」に改め、同条中第3項を削り、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、補欠の常任委員の任期は、前任の常任委員の残任期間とする。

第4条に次の1項を加える。

4 前項の規定により後任の常任委員の選任があったときは、前任の常任委員の任期は、第1項及び第2項の規定にかかわらず、当該選任の時までとする。

第5条を削る。

第6条第3項中「前2条」を「前条」に改め、同条を第5条とし、第7条を第6条とする。

第8条第3項中「第4条第3項」を「第4条第2項」に改め、同条を第7条とし、第9条から第15条までを1条ずつ繰り上げる。

第16条中「第18条」を「第17条」に改め、同条を第15条とし、第17条から第24条までを1条ずつ繰り上げる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

茅ヶ崎市議会議規則の一部を改正する規則

上記議案を別紙のとおり茅ヶ崎市議会議規則第 16 条の規定により提出する。

令和 3 年 5 月 12 日

茅ヶ崎市議會議長
水 島 誠 司 様

提出者 茅ヶ崎市議會議員

鳥賀己

賛成者 茅ヶ崎市議會議員

塩池雅行

同

田崎近

同

瀧口反美

同

山田悦子

同

岸正明

同

木造

同

高瀬忠夫

(提案理由)

茅ヶ崎市議会委員会条例の改正に伴い、所要の規定を整備するため

茅ヶ崎市議会会議規則の一部を改正する規則

茅ヶ崎市議会会議規則（昭和42年茅ヶ崎市議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第24条」を「第23条」に改める。

第89条中「第15条第1項」を「第14条第1項」に改める。

第111条中「第19条第1項ただし書」を「第18条第1項ただし書」に改める。

第124条第1項中「第9条第2項」を「第8条第2項」に、「第10条第1項」を「第9条第1項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

茅ヶ崎市議会委員会傍聴規程の一部を改正する告示

上記議案を別紙のとおり茅ヶ崎市議会議規則第16条の規定により提出する。

令和3年5月12日

茅ヶ崎市議會議長
水島誠司様

提出者 茅ヶ崎市議會議員

鳥賀己

賛成者 茅ヶ崎市議會議員

南池千鶴子

同

関西近

同

瀧口友美

同

山田悦子

同

岸正明

同

青木治

同

広瀬忠夫

(提案理由)

茅ヶ崎市議会委員会条例の改正に伴い、所要の規定を整備するため

茅ヶ崎市議会委員会傍聴規程の一部を改正する告示

茅ヶ崎市議会委員会傍聴規程（平成17年茅ヶ崎市議会告示第2号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第20条第2項」を「第19条第2項」に改める。

第8条中「第19条第1項ただし書」を「第18条第1項ただし書」に改める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

茅ヶ崎市議会広報広聴委員会規程の一部を改正する告示

上記議案を別紙のとおり茅ヶ崎市議会議規則第16条の規定により提出する。

令和3年5月12日

茅ヶ崎市議会議長
水島誠司様

提出者 茅ヶ崎市議会議員

小鳥勝己

賛成者 茅ヶ崎市議会議員

菊池雅介

同

水島直

同

滝口反美

同

山田悦子

同

岸正明

同

青木浩

同

広瀬忠夫

(提案理由)

任期の満了による委員の改選は、任期が満了する日より前に行うことができること及びかかる場合における前任の委員の任期を定めることにより、改選に係る委員の任期をより明確にするため

茅ヶ崎市議会広報広聴委員会規程の一部を改正する告示

茅ヶ崎市議会広報広聴委員会規程（平成26年茅ヶ崎市議会告示第1号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「2年」を「選任の日から起算して2年」に改め、同条第3項中「前任者」を「前任の委員」に改め、同条に次の2項を加える。

4 任期の満了による委員の改選は、任期が満了する日の30日前の日以後に行うことができる。

5 前項の規定により後任の委員の選任があったときは、前任の委員の任期は、第2項及び第3項の規定にかかわらず、当該選任の時までとする。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。